

5. 2. 3 測定方法

(1)送信装置

ア 周波数

被試験機を変調波が送信されるように設定し、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。被試験機が、無変調を送信できる場合は周波数計を用いて測定することができる。

MIMO を用いる場合には空中線給電点ごとに測定した値による。MIMO を用いる場合には以下測定項目でも同様とする。

イ 占有周波数帯幅

被試験機を送信するよう設定する。スペクトルアナライザ等を搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、スペクトル分布の上限及び下限部分における電力の和が、それぞれ全電力の 0.5%となる周波数帯幅を測定する。

ウ スプリアス領域における不要発射の強度

被試験機とスペクトルアナライザ等を接続し、試験周波数に設定して送信する。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、不要発射周波数を探索後、不要発射の強度をバースト内平均電力で測定する。MIMO を用いる場合には各空中線給電点の合算した値とする。

エ 帯域外領域における不要発射の強度

被試験機とスペクトルアナライザ等を接続し、試験周波数に設定して送信する。スペクトルアナライザ等の分解能帯域幅を占有周波数帯幅の 1%程度とし、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。MIMO を用いる場合には各空中線給電点の合算した値とする。

オ 空中線電力

被試験機を送信するよう設定し、繰り返しバースト波を十分長い時間に渡り、高周波電力計等により平均電力を測定する。MIMO を用いる場合には各空中線給電点の合算した値とする。

カ 搬送波を送信していないときの電力

スペクトルアナライザ等により、規定の帯域内に送出されたキャリアオフ区間の漏えい電力を測定する。(ただし、送信データの前後 $27\mu\text{s}$ の間を除く) MIMO を用いる場合には各空中線給電点の合算した値とする。

(2)受信装置

以下の規定は、アンテナ端子及び受信出力測定端子を有し、連続受信できるテストモードを有する審査用受信機についてのものである。

ア 副次的に発する電波等の限度

スペクトルアナライザ等を被試験器と接続し、試験周波数に設定して受信状態（送信出力停止）にする。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲ごとに副次的に発する電波の限度を測定する。MIMO を用いる場合には各空中線給電点の合算した値とする。

イ 感度

テスターと被試験機を接続し、変調信号を技術的条件に定められた信号レベルに設定する。テスターから変調波を送信し、ビット誤り率を測定する。

ウ スプリアス・レスポンス

テスター及び信号発生器を被試験機と接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。テスターから希望波、信号発生器から妨害波を送信し、ビット誤り率を測定する。

エ 隣接チャネル選択度

テスター及び信号発生器を被試験機と接続し、技術的条件に定められた信号レベル及び周波数に設定する。テスターから希望波、信号発生器から妨害波を送信し、ビット誤り率を測定する。

オ 局部発振器の周波数変動

測定法は規定しない。